

一般事業主行動計画策定

【一般事業主行動計画を策定した日】

令和8年1月7日

【一般事業主行動計画の計画期間】

令和8年1月7日～令和11年3月31日

【達成しようとする目標の内容（数値目標で代表的なもののみを記載。）】

1. 育児休業等の取得の状況に関する目標の内容（男性職員 50%、女性職員 80%）
2. 労働時間の状況に関する目標の内容（全教職員時間外・休日労働時間の平均を 20 時間未満とする）

【行動計画策定指針の事項】

1. 雇用環境の整備に関する事項

（1）妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

①男性の子育て目的の休暇の取得促進

②子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施

- ・フレックスタイム制
- ・始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
- ・在宅勤務等

③子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営

④育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

（2）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備等

①時間外・休日労働の削減のための措置の実施

②短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着

2. 1 以外の次世代育成支援対策に関する事項

地域において子どもの健全な育成のための活動等を行う NPO 等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施